

令和 7 年 3 月 21 日

生徒・保護者 様

県立湊川高等学校

校長 前川 裕史

臨時休業(学校が休校になる場合)の条件の改正について

平素は本校の教育活動にご支援を賜りましてありがとうございます。

さて、この度、本校における臨時休業(学校が休校になる場合)の条件を改正しますのでお知らせいたします。

なお、この改正は令和 7 年 4 月 1 日より適用いたします。

【これまで】

気象警報等により臨時休業の措置を行なうのは以下のとおりとする。

神戸市もしくは、神戸市を含む地域に警報・特別警報(暴風雨、大雨、洪水、暴風、大雪)が正午現在において発令中の時または、正午以降に発令された時。ただし、神戸市以外の生徒の居住地域に警報が正午現在において発令中の時または、正午以降に発令された時、当該生徒は公欠とする。

【改正後】(※下線部が改正となった部分です)

気象警報等により臨時休業の措置を行なうのは以下のとおりとする。

神戸市もしくは、神戸市を含む地域に警報・特別警報(暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪)・熱中症特別警戒アラートが正午現在において発令中の時または、正午以降に発令された時。ただし、神戸市以外の生徒の居住地域に警報・熱中症特別警戒アラートが正午現在において発令中の時または、正午以降に発令された時、当該生徒は公欠とする。

※熱中症特別警戒アラートについては、原則前日に発表されるため、対象日を臨時休業とする。

「熱中症特別警戒アラート」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合に発表されます。

「熱中症警戒アラート」ではありませんので、ご注意ください。